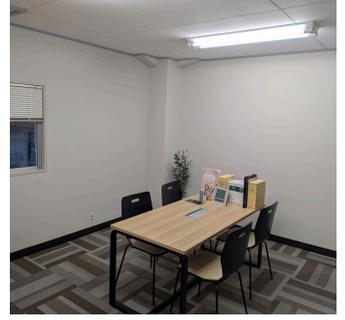


らんたん便り 2026年2月号

■ オフィスを増床しました

こんにちは。司法書士の山崎秀です。
2月からオフィスを少し広げ、落ち着いてご相談いただける応接室を新たに設けました。
これまで以上にゆっくりお話をうかがえる環境になりました。
8階の事務所にお越しいただいた後、9階へご案内しますので、どうぞお気軽にお越しください。



■ 成年後見制度の法改正

成年後見制度について、見直しの方向性が示されています。

現在は「成年後見」「保佐」「補助」の3タイプですが、今後は「補助」に一元化される方向で検討が進められています。

「補助」は必要性がなくなったときに、家庭裁判所は代理権と同意権を取り消すことができ、すべてが取り消しされると、補助そのものも取り消されます。すべてが「補助」に一元化することで終了しやすくなることが見込まれます。

また、公正証書によってあらかじめ指定された方が申立てできるようになるなど、実務上の利便性向上も予定されています。

制度の詳細や、すでに開始している事件の取り扱いは今後明らかになりますが、当事務所としても動向を注視し、適切なご提案ができるよう備えてまいります。

■ 安心してご相談いただくために

当事務所では、手続きを進める前に「安全に進められるかどうか」を慎重に確認しています。急いで形を整えることよりも、将来にわたって安心できるかどうかを重視しています。

十分な前提が整っていないまま手続きを進めると、せっかく行った登記が無効になったり、手続きが紛争に発展する可能性もあります。そのため、特に登記や成年後見に関するご相談では、ご本人の意思確認を重要視しています。

慎重に進めることが、結果として、ご負担の少ない方法になると考えています。

相談いただく方のベストを一緒に考えたいと思っています。

■ 事務所連絡先 公式LINEへのご連絡も可能です →

電話番号：06-6777-2857

住所 大阪府大阪市天王寺区真田山町

2番2号東興ビル8階7号室 司法書士山崎秀



知っておくと役立つ

豆知識

当事務所が対応していて一般の方がしっていれば役立ちそうな法律や手続きに関するご質問にお答えする特集をお届けします。



Q

亡くなった方の所有不動産がどこにあるか調べることはできますか？

A

各市町村の固定資産税課で名寄帳を取得したり、権利証を確認することがおすすめです。

固定資産税課では、課税対象となっている不動産を名義人ごとにまとめています。例えば亡くなった方名義で名寄せすると、亡くなった方名義の不動産を見つけることができます。道路などの課税されていないものや名義が異なる不動産は漏れることがあるのが注意点です。権利証でフォローすると、より漏れなく把握することができます。



Q

令和8年2月2日から法務局の所有不動産記録証明制度があるようですが、どうですか。

A

はい、全国の不動産について調べることが可能です。ただし、法務局も人のデータを集めだしたばかりで検索条件に注意が必要です。

登記官において、所有権の登記名義人として記録されている不動産について一覧的にリスト化して証明書として交付する制度のことです。想定される氏名や住所で検索してもらうのですが、登記した氏名や住所が異なるときは漏れてしまう可能性があります。



Q

他に財産調査で便利な方法はありますか？

A

生命保険、上場有価証券、預金等について次の制度があります。

生命保険契約照会制度・・・ご親族等が死亡した場合または認知判断能力が低下した場合に生命保険契約の有無を、協会の会員会社である生命保険会社に確認

預貯金口座付番制度・・・相続時に、一つの金融機関の窓口において、マイナンバーが付番された預貯金口座の所在を確認

株式会社証券保管振替機構・・・上場有価証券保有の口座照会



相続では「どこに何があるのか分からない」こともあります。お困りの際は、調査からでもご相談いただけます。